

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条、第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の八（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株

予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう

。第十四条の十四の二第一項第一号において同じ。）において売買を行うこととなるもの

第四条第二項第一号ロ中「(平成十七年法律第八十六号)」を削り、「又は優先出資法」を「若しくは優先出資法」に改める。

第十四条の十四の二第一項第一号中「(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)」を削り、「同条第四項」を「法第二条第四項」に改める。

第二号様式記載上の注意<sup>(23-2)</sup>に後段として次のように加える。

なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行の態様から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの(例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの)を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方  
法により行うものとみなして記載すること。

第二号様式記載上の注意<sup>(57)</sup>a(e)Ⅳ中「が保有する特定投資株式」を削る。

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成二十二年内閣府令第十二号

）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項の表の下欄中「~~投資株式~~」を「~~持込投資株式~~」に改め、同条第五項中「及び第七項」を「から第八項まで」に改め、同条第六項の表の下欄中「当該連結子会社が保有する投資株式」を「当該連結子会社」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
その旨を記載すること。	その旨を記載すること。また、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。なお、提出会社の連結子会社であつて、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合

---

には、提出会社が保有する投資株式についてのこのiiによる記載に代えて、当該連結子会社について、iからiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、iiにより記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式のうち、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、当該連結子会社）の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を

---

記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

附則第二条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の表を次のように改め、同項を同条第十四項とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
その旨を記載すること。	その旨を記載すること。また、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。なお、提出会社の連結子会社であつて、ivに規定す

---

る最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、提出会社が保有する投資株式についての ii による記載に代えて、当該連結子会社について、i から iii までに準じて記載すること。この場合、ii における資本金額は提出会社の資本金額とし、ii により記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式のうち、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、iv に規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、当該連結子会社）の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄

---

について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

附則第二条第十四項の次に次の一項を加える。

15 第十三項の場合において、有価証券報告書が平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
-------------------------------	------------

その旨を記載すること。

その旨を記載すること。また、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、当該連結子会社）の最近事業年度の前事業年度において、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

附則第二条第十二項中「次項」の下に「及び第十五項」を加え、同項の表の下欄中「当該連結子会社が保有する投資株式」を「当該連結子会社」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の表の下欄中

「連結会社」を「準連結会社」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第五項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
その旨を記載すること。	その旨を記載すること。また、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、当該連

結子会社)の最近事業年度の前事業年度において、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新開示府令」と

いう。) 第三条第五号の規定は、この府令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に開始する有価証券の募集又は売出し(金融商品取引法第四条第四項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この項において同じ。)から適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式記載上の注意<sup>(23-2)</sup>(新開示府令第二号の二様式、第二号の三様式、第二号の五様式

、第七号様式(新開示府令第七号の二様式、第七号の三様式及び第十五号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)

ととされている場合を含む。)

及び第十二号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)

の規定は、施行日以後に提出する有価証券届出書(金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定によるものをいう。

以下この項において同じ。)

及び発行登録追補書類(同法第二十三条の八第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。)

について適用し、施行日前に提出される有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。